

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第19号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率)	(保険料率)
第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各</u> 年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各</u> 年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>30,386円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>26,705円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>41,865円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>36,794円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>50,643円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>44,508円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>59,422円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>52,223円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>67,524円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>59,344円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>74,277円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>65,279円</u>

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 84,405円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 94,534円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 104,663円

ア及びイ <省略>

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 118,167円

ア及びイ <省略>

(11) 次のいずれかに該当する者 年額 131,672円

ア及びイ <省略>

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 145,

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 72,994円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 80,115円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ <省略>

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 89,016円

ア及びイ <省略>

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 103,852円

ア及びイ <省略>

(11) 次のいずれかに該当する者 年額 109,787円

ア及びイ <省略>

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 115,

<p><u>177円</u> ア及びイ <省略></p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>158,682円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額27,010円とする。</u></p> <p>3 <省略></p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p><u>721円</u> ア及びイ <省略></p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>121,656円</u></p> <p>2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、年額23,738円とする。</u></p> <p>3 <省略></p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。